

「らくらく窓口証明書交付サービス」の開始について

総務部総合窓口課

マイナンバーカードを取得している方が窓口での待ち時間を短縮でき快適な窓口サービスの提供を受けていただくことを目的とし、窓口を設置のタッチパネル端末を操作いただくことで容易に証明書（住民票・戸籍関係証明書）の申請ができるサービスを開始いたします。

らくらく窓口証明書交付サービスの内容>

窓口発行のような申請書の記入や本人確認などの提示は必要がなく、利用者はコンビニ交付と同様のタッチパネル端末で操作を行い、発券された番号と手数料を窓口で渡していただくと、引き換えに証明書を取得できるものです。

- ・対象者
栗東市に住民登録のある方でマイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されているもの）をお持ちの方
- ・利用時間
平日 午前8時30分～午後5時15分（市役所開庁時間）
- ・端末設置場所
栗東市役所 1 階 総合窓口課窓口
- ・開始時期
令和3年1月13日（水）午前8時30分から
- ・取得できる証明書
コンビニ交付手数料と同額で窓口の手続きより100円お得です。

証明書の種類	手数料
住民票の写し	250 円
印鑑登録証明書	250 円
戸籍謄本・抄本 （戸籍全部・個人事項証明書）	350 円
戸籍の附票	250 円

- 平日延長窓口（毎月第2水曜日）マイナンバーカードの交付をおこないます。

第35回 旧RD最終処分場問題連絡協議会について

日 時：令和2年11月20日（金）19：00～21：00

場 所：なごやかセンター 集会室

出席者：滋賀県、栗東市、地元住民等19人

（出席者の中に県会議員1名、市会議員5名を含む）

<議事>

1. 前回の開催結果について 資料1

- ① 深掘穴の水が、入れ替わるようにするような方策をするのか、との問いに対し、「（水が）全く入れ替わらないということではないと思いますので、今後のガスの発生状況等を検討し、支障がある場合は何か対策を立てる必要があると思っています。」と回答されました。
- ② No. 1-1 井戸の電気伝導度が69mS/mあり、何が原因かわからないと安心できない、との意見に対し、「調査の結果から処分場由来ではないとの考えであり、現状、電気伝導度は高いが基準超過した有害物質の項目もないので原因を調べる調査は特に予定しておりません。」と回答されました。
- ③ この問題が明らかにしたことは行政システムの機能不全だと思う。不法投棄事件を未然に防ぎ、それを解決する県や市の行政システム全体の問題を視野に入れなければ、しっかりとした総括はできないと思う。県は当時の産廃行政の問題として記述するのだろうが、栗東市の関わり方についてお聞きしたい、との問いに対し、「（栗東市）それぞれの立場で、当時の行政システム全体のまとめ上げが必要ではないかと感じております。」と回答しました。

2. 二次対策工事等の進捗状況について 資料2

すべての工区で掘削と遮水工が完了。現在、舗装工事、フェンス工事が行われており、12月末に完了予定となっています。また、11月27日、28日に完成前現場見学会が開催されました。（p.2 参照）

3. 令和2年度第2回モニタリング調査結果について 資料3 資料3-1 資料3-2

これまでの調査結果と同様にひ素で3地点、ほう素で1地点の基準超過がありました。なお、栗東町由来の家庭系ごみに関する影響調査については、前回と同様に3地点とも環境基準を超える有害物質は検出されませんでした。（p.24、25、28 参照）

また、対策工事後2年間のモニタリング調査計画、No. 3-1 井戸におけるひ素の環境基準超過について、説明がありました。

4. アーカイブの作成について 資料4

これまでの取組の記録をまとめ、振り返ることで今後の廃棄物行政に生かすものであり、記録のまとめとして、実施した調査結果、廃棄物の種類と量、位置、性状等を記録することについて協議しました。

5. その他 資料5

旧RD最終処分場跡地利用協議会の設置に関して、話し合う内容やメンバー、スケジュール等について協議しました。

また、令和2年12月23日（水）になごやかセンターで滋賀県知事と周辺自治会との意見交換会が開催されます。（資料6 参照）

第35回旧R D最終処分場問題連絡協議会 次第

日 時 令和2年11月20日(金) 19:00～
場 所 なごやかセンター 集会室

■議 事

1. 前回の開催結果について
2. 二次対策工事の進捗状況等について
3. 令和2年度第2回モニタリング調査結果について
 - 工事後のモニタリング調査計画について（確認）
 - No.3-1 井戸におけるひ素の地下水環境基準超過について
4. アーカイブの作成について
5. その他
 - 跡地利用協議会の設置について

配布資料

資料 1	第34回旧R D最終処分場問題連絡協議会の開催結果
資料 2	工事の進捗状況等について
資料 3	令和2年度第2回モニタリング調査結果について
資料 3-1	二次対策工事後のモニタリング調査計画について（確認）
資料 3-2	No.3-1 井戸におけるひ素の地下水環境基準超過原因の検討について （当日配布）
資料 4	アーカイブの作成について
資料 5	旧R D最終処分場跡地利用協議会の設置について

第34回 旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催結果

■日 時 令和2年8月27日(木) 19:00~21:17

■場 所 栗東市総合福祉センター(なごやかセンター) 集会室

■主な質疑・ご意見

1. 前回の開催結果の確認について

①家庭系ごみ井戸の鉄の水質は、上流側のC-9地点が最も高く、下流側のC-7地点では他の地下水が混じって薄くなったとの説明は理解できるが、他の物質でも数値的に同じ事がいえるのか。ある程度計算して検証していただきたい。

⇒必ずしも物質が地下水と同じ速度で流れているわけではないので、検証することは難しいが、必要に応じてそういう検討を考えている、と回答しました。

②深掘穴の水が、入れ替わらなかったら入れ替わるようにするような方策をするとか、そういうお答えがいただきたい。

⇒(水が)全く入れ替わらないということではないと思いますので、どの程度入れ替わればいいのかは、今後のガスの発生状況等を検討し、支障がある場合は何か対策を立てる必要があると思っています。その辺はトータルに見ながら評価していき考えたい、と回答しました。

③北尾側のモルタル吹付について、なぜ事前説明なしで工事をしているのか。こういうことがないように最初に取り決めをしている。何で北尾だけを配慮して、私らを軽視しているのか。

⇒協議会の席で、シート張りは工法的にこの現場に向いていないという意見があり、北尾側のシート張りは施工後5年近く経過し張り替えの必要性があり、シートのたわみがないことから圧密沈下も終わっていると判断しました。また、今後の維持管理も考慮しモルタル吹付工としたところです。この施工について、会議の中で説明していなかった事は大変申し訳ないと思っています、と回答しました。

・この他、経堂池の調査継続を求める意見に対し、調査が必要な理由として経堂池の利用計画をまとめて報告を求める意見があり緊急時に農業用水として必要である等の意見のやりとりがありました。

2. 工事等の進捗状況について

④水処理施設が唯一の恒久施設として今後に残るため質問するが、この調査結果から明らかに(1)原水貯留槽の許容支持力が他の場所よりも低く、この地下には間違いなく廃棄物が埋まっており、ぎりぎり設計支持力が満たされている状況であると判断してよいのか。

⇒平成22年のボーリング調査から廃棄物土が約12m程度まであり、土が主体でコンクリート殻、アスファルト殻、木くずやプラスチックが混ざっていることを確認しております。また、ドラム缶のような有害なものは確認されていません。

その結果から、ぎりぎり設計支持力が上回っている状態です、と回答しました。

3. 令和2年度第1回モニタリング調査結果について

⑤資料 3-1 は前の説明と同じか。No. 1-1 の井戸の電気伝導度が 69mS/m あり、何が原因かわからないと安心できない。

⇒基本的には同じ内容の資料です。調査の結果から処分場由来ではないとの考えであり、現状、電気伝導度は高いが基準超過した有害物質の項目もないので原因を調べる調査は特に予定しておりません、と回答しました。

⑥H26-S2 (2) 井戸の水位が上昇するのは遮水壁によって押し留められているからだというのは理解するが、きれいな水が入ることで薄まり電気伝導度は下がるはずで、下がらないということは廃棄物があることで入ってくる水が汚れているからと考えられないか。

⇒水は上流から入って流れてくるだけで、途中からは入ってこないため、地下にホースがあると思ってください。上流がホースの入口の端で、出口の端に遮水壁ができてホースの先を潰した状態になっています。入口から水が入って水圧が上がっても、ホースの先を潰した状態で水がほんの少ししか流れていないため、水圧は上がるが、きれいな水が流れてくるのには時間がかかります、と回答しました。

⑦H26-S2 (2) 井戸は、遮水壁の有効性を確認する井戸であり機能上問題ないのか。また、遮水壁の有効性を考えるために、一旦水を抜いたほうがいいのか。

⇒もし、遮水壁が機能してないとすれば、遮水壁の内外で水位が同じになるはずですが、今、水位差があるので漏れている状況ではないと考えています。水を抜くことについては、アドバイザーに相談する中で H26-S2 (2) の井戸を洗浄してみてもどうかとの意見もあり、今後検討したいと思っています、と回答しました。

4. アーカイブの作成について

⑧この問題が起きた時に、滋賀県は「法の不備」、栗東市は「産廃行政は県の責任」と言っていて、住民側としては怒りのやり場がなかった。この問題が明らかにしたことは行政システムの機能不全だと思う。不法投棄事件を未然に防ぎ、それを解決する県や市の行政システム全体の問題を視野に入れなければ、しっかりとした総括はできないと思う。県は当時の産廃行政の問題として記述するのだろうが、栗東市の関わり方についてお聞きしたい。

⇒（栗東市）住民の皆さんが強い思いを持ってここまで来ることができたのだと思うので、それぞれの立場で、当時の行政システム全体のまとめ上げが必要ではないかと感じております。その中で、栗東市としていい対応もまずかった対応もあったと思っておりますので、そういった部分を含めての話になるのかなと感じております、と回答しました。

⑨特にこの R D 処分場は当時の町長、市長の親族企業だったということと鴨ヶ池のところには町営の一般廃棄物のごみ捨て場があったということで、栗東市の関わりがすごく大きいと思いますので、その点はしっかりこのアーカイブの中で残しておく必要があるのではないかと思います。

⇒（栗東市）今後そのようなご意見をしっかりと受け止めて、作成についても関わっていきたいと思っております、と回答しました。

その他アーカイブ作成について下記の意見をいただきました。

○RD問題は、行政システムの問題であると同時に地域社会の問題だと思う。現場は地域の聖地であり、お寺もあるし神社もある。そして、小野の人達にとってみれば里山、里池があった。それがこのようになってしまった。これは小野だけの問題ではない。滋賀県は盆地であるから琵琶湖に向かって水が流れる。昔、農業が盛んだった時には、このようなため池があって、そこが農業用水になったり子どもの遊び場になっていたり、あるいは養魚場だったりという機能があった。

ところが農業が衰退する中で、そうした里山、里池が潰され、新興団地が造られたり、池が埋め立てられてマンションや廃棄物置場になったりしてしまう。

それを地元住民がどんな気持ちで受け止めていたのかも大切なことで、本来聖地である守るべき場所を手放して大変な問題を起こしてしまった地域住民の責任もあると思う。このことをしっかりと地元住民も受け止めてアーカイブに残す責任があると思う。県だけ、あるいは市だけ国だけが悪いわけではない。地域住民も悪かった。その点のお互いの反省と教訓を残していかなければいけないと思う。

○住民作成の証言集には具体的なことが書いてあり、ぜひとも載せて頂きたい。

○私が働き始めた当時、公害が発生した。私はその現場に関わっていたが、CODや大気の問題が出てきた時代があり、それを経て産廃関係や公害規制の法律がたくさんできた。新しい法律ができ、今やっと山や川がきれいになってきたが、公害行政は非常に難しい。そういう行政も見ながら、皆さんにどういう思いがあったのかということを書いて頂くとありがたい。公害は海外で日本の数倍以上にひどい状態になっている。経済や公害行政の状況とともにRD問題の経過を載せると、もっと違う視点から見られると思う。

○今関わってきているのは男性ばかりであるが、最初、この問題に敏感に反応したのは女性たちで、大事なことなので女性の声をぜひ吸い上げていただきたい。

5. 跡地利用検討の進め方について

⑨話し合う場の設定について、連絡協議会のメンバーを中心としつつとあるが、スケジュールについては、連絡協議会と同日に開催とあり、これでは連絡協議会のメンバーは話し合いに入れないのではないか。

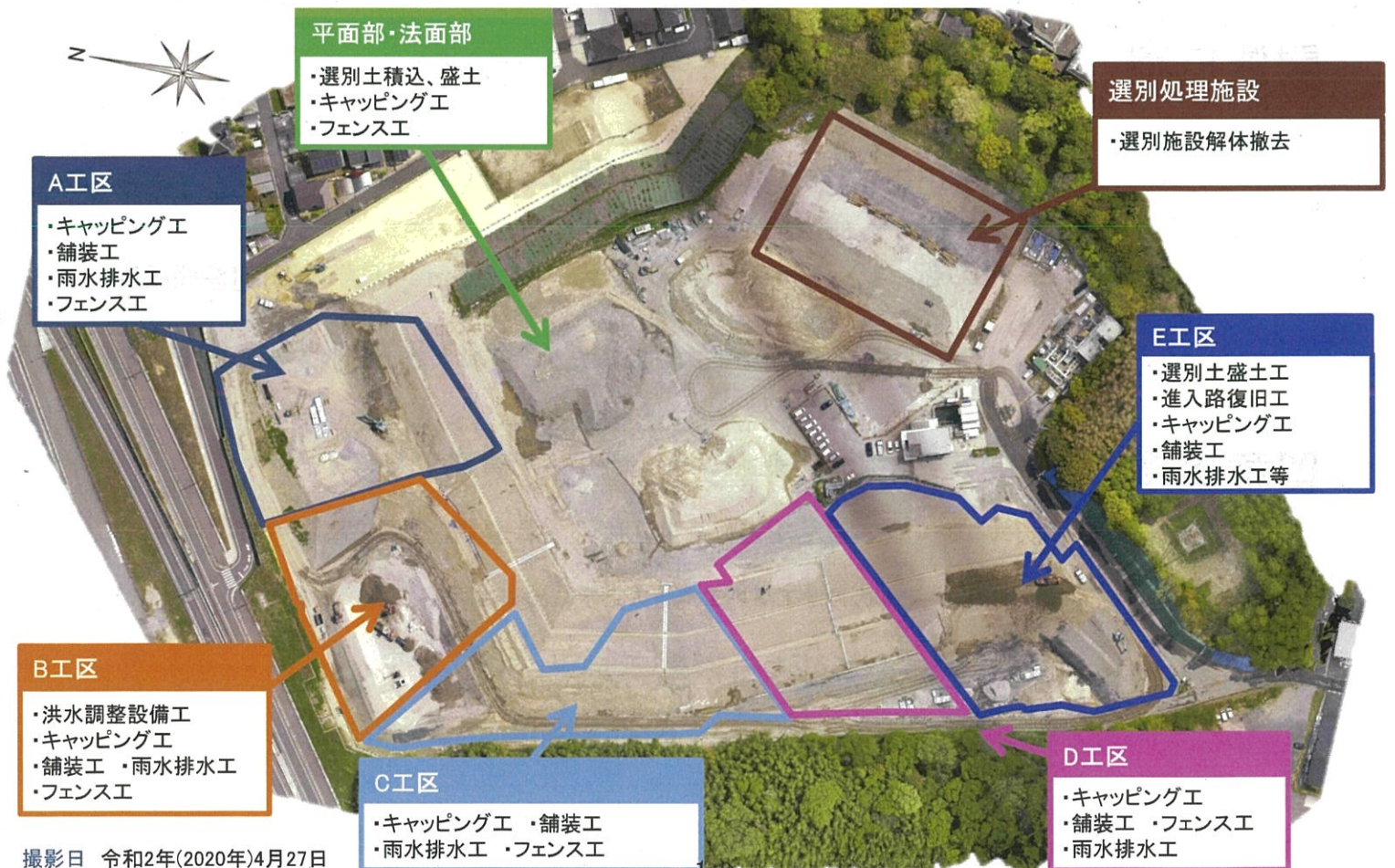
⇒同日に開催と申しましたのは、連絡協議会に続いて跡地利用の話し合いをするというふうなイメージですので、ここにいらっしゃる皆様につきましては、引き続きご参加いただくことを想定しております、と回答しました。

第35回旧RD最終処分場問題連絡協議会

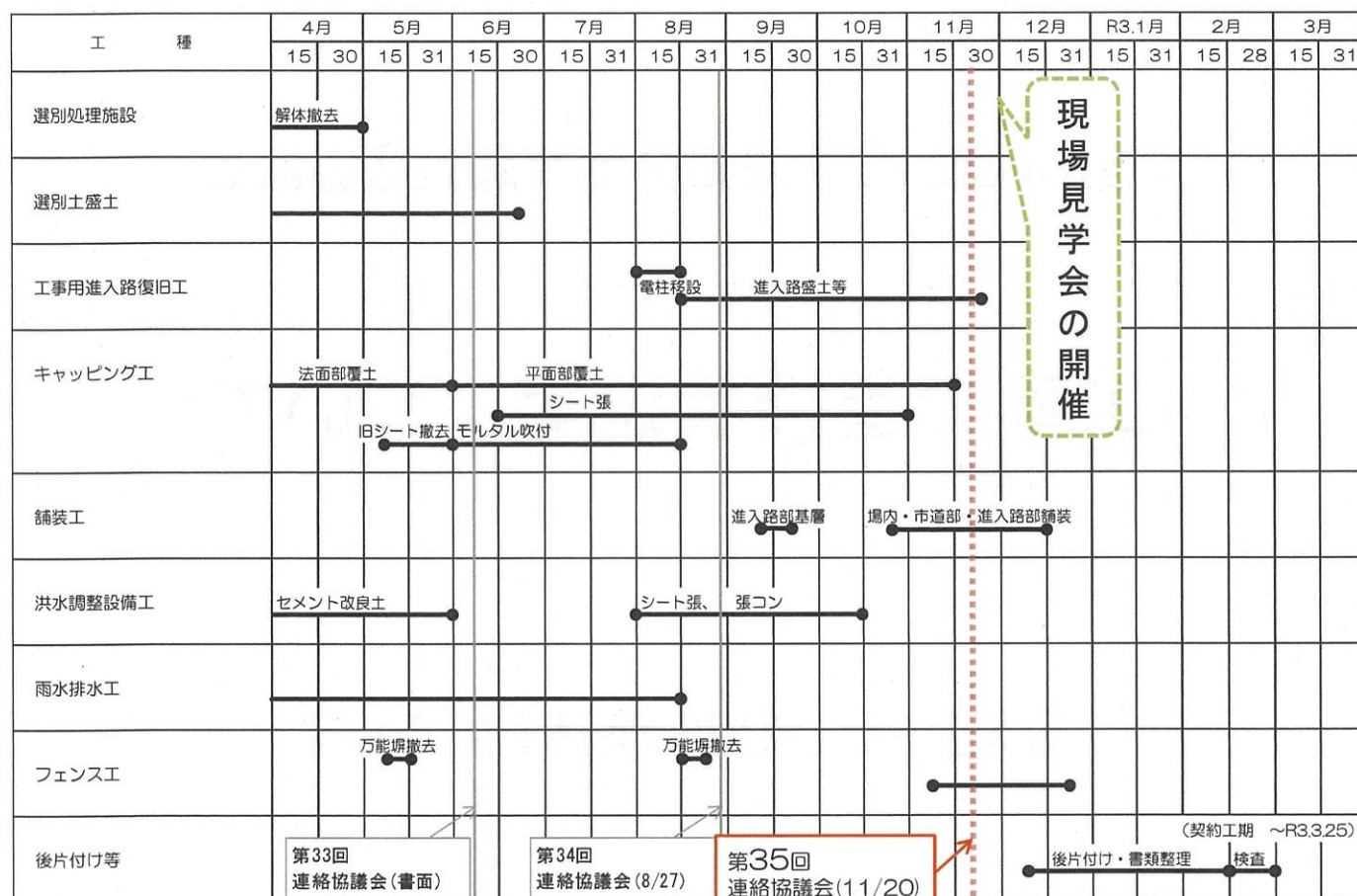
工事の進捗状況等について

令和2年(2020年)11月20日

令和2年度の工事施工箇所について



令和2年度 工程表(案)



※現時点の工程であり、天候や作業状況等により変更が生じる場合があります。

現場見学会のご案内

開催日程

【平日】令和2年(2020年)11月27日(金)

【休日】 令和2年(2020年)11月28日(土)

午前の部 10:00～、 午後の部 14:00～（見学時間は1時間程度）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加人数が分散するように日時を設定しています。

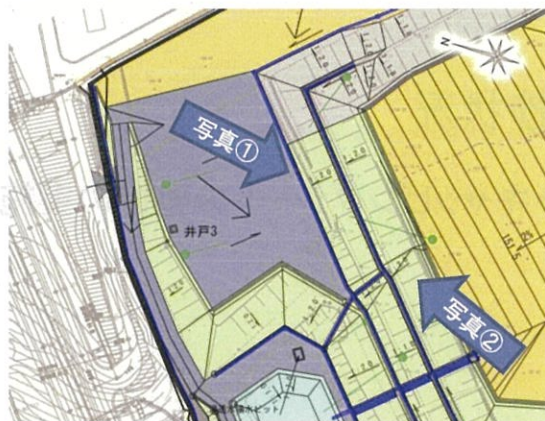
留意事項

- ① 現場事務所前で必ず受付をしていただきますようお願いいたします。
- ② 受付時にマスク着用の確認、手指の消毒、体温・体調の確認を実施させていただきます。
- ③ お車でお越しの方は工事施工業者の指示のとおり駐車をお願いいたします。
- ④ 動きやすく汚れても構わない服装でご来場願います。
- ⑤ 見学にあたり安全確保のため工事施工業者の指示に従ってください。
- ⑥ 小雨決行とさせていただきます。

A工区の状況

進捗状況

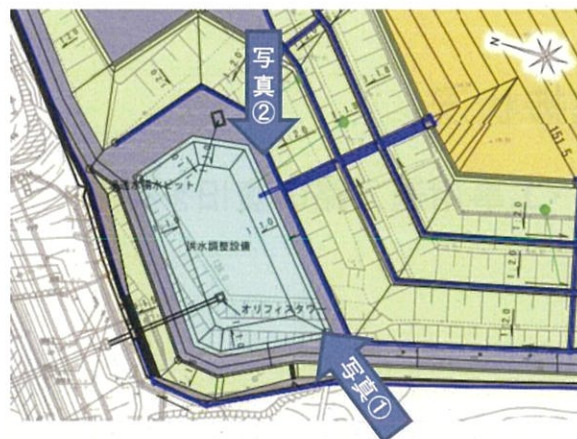
- ・キャッピングシートの整備、舗装工の実施



B工区の状況

進捗状況

- ・洪水調整設備工の整備を実施



CD工区の状況

進捗状況

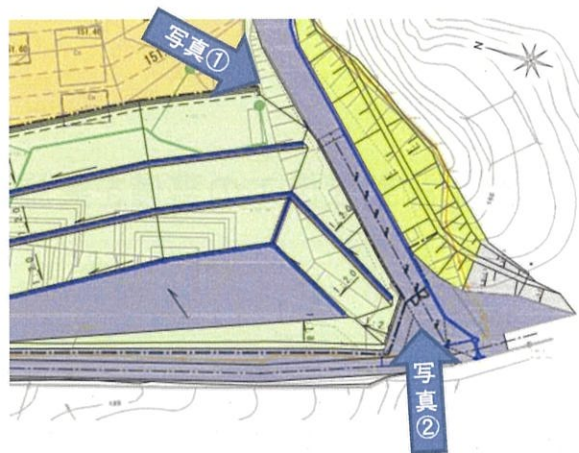
- ・キャッピングシートの整備の実施



E工区の状況

進捗状況

- ・工事用進入路の復旧を実施



平面部の施工状況

進捗状況

- ・覆土の敷均し状況

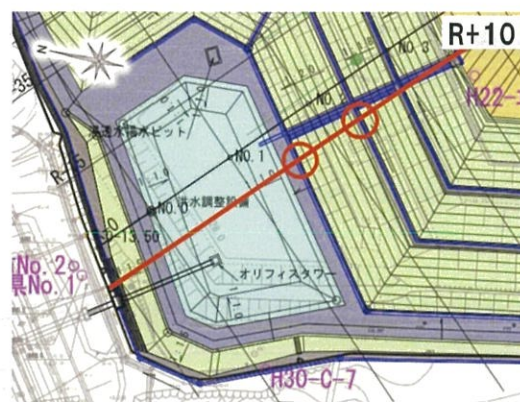


覆土の施工状況

進捗状況

- ・法面部の覆土施工後の基準高、勾配の確認を実施

- 写真 ① 測線R+10 2段目
② 測線R+10 3段目 (1:2.0)

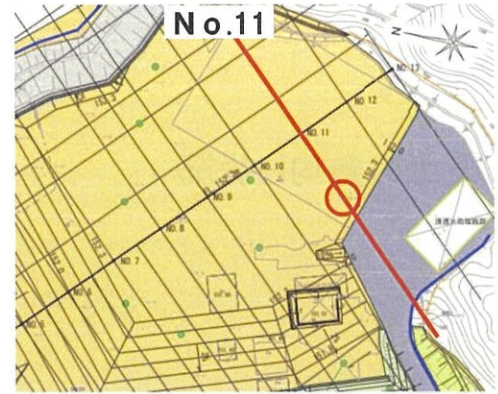


覆土の施工状況

進捗状況

- ・平面部の基準高、覆土厚(50cm以上)の確認を実施

- 写真 ① 測線No.11R+25
② 測線No.11R+25 (73cm)



撮影日 令和2年(2020年)9月24日



撮影日 令和2年(2020年)10月6日



工事情報終了のお知らせ

滋賀県 Shiga Prefecture

文字サイズ 小 標準 大 文字・音声サポート Language google検索

県民の方 事業者の方 県外の方 Mother Lake 琵琶湖 県政情報 防災・災害情報

滋賀県 > 県民の方 > 環境・自然 > 廃棄物

環境・自然

IBRD最終処分場二次対策工事に関する工事情報

これまでの工事情報

これまでのすべての工事情報を掲載しています。

令和2年度(工事情報第318号～)
令和元年度(工事情報第265号～第317号)
平成30年度(工事情報第213号～第264号)
平成29年度(工事情報第162号～第212号)
平成28年度(工事情報第111号～第161号)
平成27年度(工事情報第59号～第110号)
平成26年度(工事情報第7号～第58号)
平成25年度(工事情報第1号～第6号)

※令和2年10月末時点で、第345号。

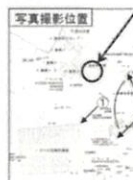
第1号

《IBRD最終処分場 二次対策工事 工事情報 お知らせいたします。》

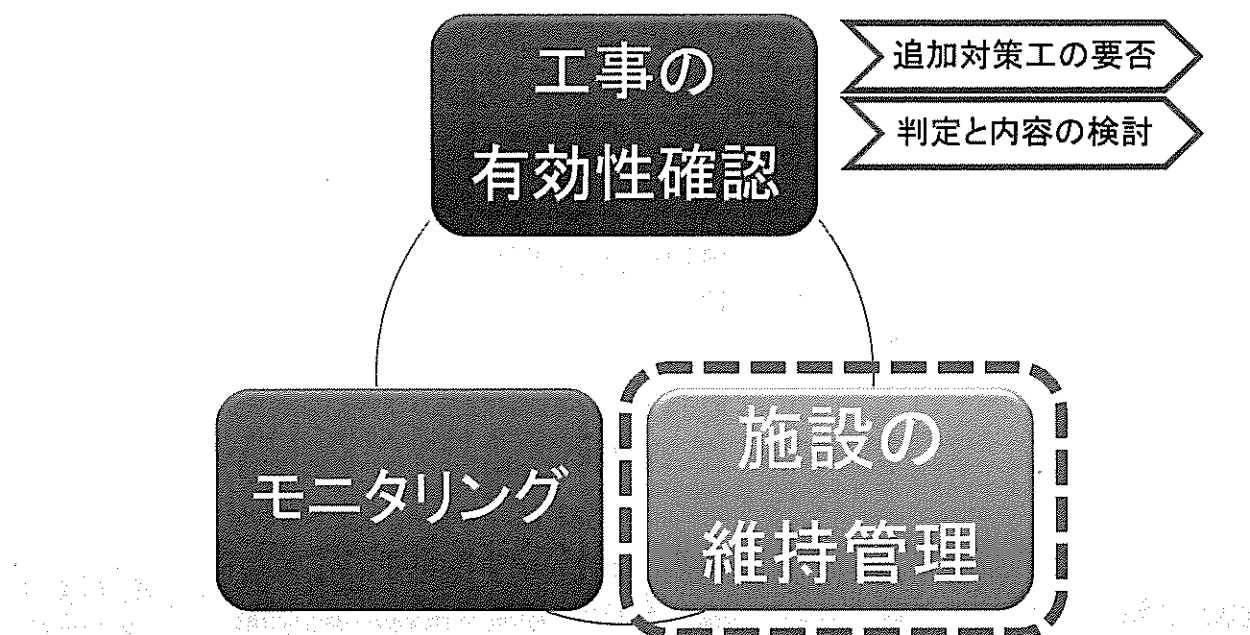
平成26年2月18日作成

施工実績																	施工予定																	備考
日付	平成26年 2月																3月																	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日													
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2													
工事・作業内容																																		
後援地土・有害物管理用																																		
仮設備工																																		
仮事務所設置																																		
汚染地下水低減防止対策工																																		
仮設備工																																		
周辺環境対策工																																		

【工事施工状況写真】平成26年2月13日撮影



工事完了後…



【対象期間】 令和3(2021)年度～令和7(2025)年度(予定)
※対策工の有効性を確認できた時点

■ 施設の維持管理について

点検

- 各施設の状態について定期的な確認を実施

維持管理

- 各施設の機能が支障なく発揮できるように定期的な維持管理を実施

補修

- 点検結果により補修対策の必要性を確認し、対応を実施

■ 点検の種類

点検の種類	実施者	点検内容	実施頻度
日常点検	水処理施設管理 業者(外部委託)	目視による施設の異常の有無を確認する	毎日 (月～土)
	県		週1回
定期点検	専門業者 (外部委託)	目視点検、計測等により施設の補修必要性を判定し、補修方法を検討する	年1回
臨時点検	県	地震、台風、集中豪雨等による施設の異常の有無を目視により確認する	異常気象発生時
詳細点検	専門業者 (外部委託)	突発的な異常が発生した場合や補修のための詳細な点検を行う	異常発生時

■ 各施設毎の点検内容

(地上構造物)

施設名	水処理施設
機能	揚水する浸透水を下水排水基準に適合するように水処理を行うとともに、浸透水位の低減を図る。

主な業務	業務内容	現在、業務で実施中の内容
運転操作 監視業務	水処理施設の各種運転操作、調整および監視 ・原則、月～土まで、半日程度の常駐 ・機器の調整、整備、消耗品の交換、等 ・運転状況の確認、記録、異常の早期発見	
保守点検 業務	・施設等の日常・定期保守点検 (日常) 各機器の異音・破損の有無、水温計の掃除、等 (定期) 各機器の校正、攪拌機のベアリングの点検、等 ・施設等の故障警報、異常・災害発生時の臨時点検	
その他の 業務	・消耗品や補修材等の物品管理 ・水処理施設等の解錠および施錠の確認 ・揚水ピットからの配管の破損状況の確認、中継タンクの清掃	

■ 各施設毎の点検内容一覧 第32回旧RD最終処分場問題連絡協議会（令和2年2月13日）「資料4 当面の敷地管理について(案)」より資料抜粋

施設名	キャッピング工	雨水排水路	洪水調整池	その他
	(覆土、アスファルト舗装、キャッピングシート、等)	(側溝、樹、等)	(オリフィスタワー、遮水シート、張コンクリート、等)	(通気管、フェンス、モニタリング井戸、等)
点検の種類	点検項目			
	日常点検 ・くぼみ、ふくらみ（法面部） ・ひび割れ、シートめくれ・損傷 ・草の繁茂の有無	・側溝、樹などの構造物の損傷 ・構造物設置箇所のくぼみ ・土砂や落ち葉などの堆積物の有無 ・構造物継目における草の繁茂の有無	・くぼみ、ふくらみ（法面部） ・ひび割れ、損傷状況 ・土砂や落ち葉などの堆積物の有無 ・構造物継目における草の繁茂の有無	・構造物周辺のくぼみ ・管やフェンス等の損傷の有無
定期点検	・定点観測による変状 ・ひび割れ、損傷状況 ・シート、アスファルト等の劣化	・定点観測による変状 ・ひび割れ、段差状況 ・コンクリート等の劣化	・定点観測による変状 ・ひび割れ、損傷状況 ・コンクリート、シート等の劣化	・ひび割れ、損傷状況 ・管、フェンス等の劣化

■ 各施設毎の点検内容一覧

(地下構造物)

施設名	遮水工 (底面・側面・鉛直遮水)	浸透水貯留層、浸透水揚水ピット、底面排水管	その他 (鉛含有廃棄物土)
モニタリング計画による実施			
内容	・遮水工内・外側での水質・水位モニタリング ・雨水に対する浸透水の揚水量と水位のモニタリング		管理方法 ・粘性土で包み、元の位置付近に埋め戻した位置情報を記録
			点検実施 ・キャッピング工に記載した点検を実施

■ 補修・維持管理について

項目	内容	頻度	備考
水処理施設	施設点検・保守の実施	毎日 (月～土)	現在も実施中
除草	平面部（舗装箇所除く）の除草を実施	年2回	異常繁茂箇所は必要に応じて実施
調整池・排水路	洪水調整池や雨水排水路の清掃・堆積物の除去	年1回	点検により必要箇所を確認して実施
その他	点検結果により補修対策の必要性を確認し、対応を行う	異常発見後	緊急対応もしくは、計画的に補修を実施

■ 点検結果の情報提供について（案）

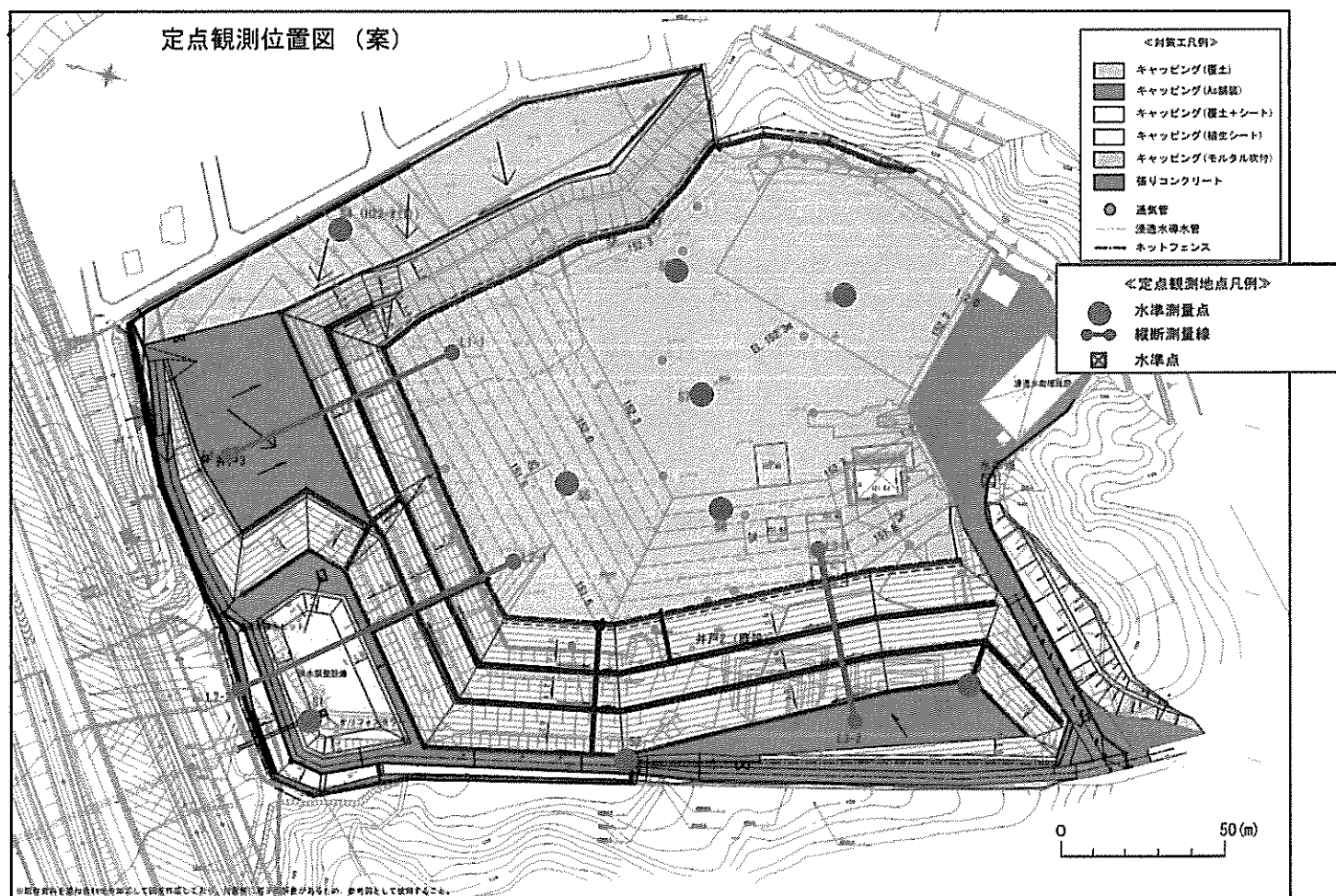
点検の種類	情報提供の方法	頻度
日常点検	一月分の点検結果報告内容を取りまとめ、自治会へ資料配布し、県HPにて公開する。 (点検結果の概要を各回の連絡協議会で報告する。)	月1回
定期点検	点検結果を連絡協議会で報告する。	年1回
臨時点検	点検実施後、各自治会へ一報を入れる。 日常点検同様に、資料配布やHP公開を行う。	(点検実施時に応じて)
詳細点検	点検結果を連絡協議会で報告する。	(点検実施時に応じて)

※現時点の基本的な考えですので、必要に応じて個別具体に対応していきたいと思います。

■ 定点観測について

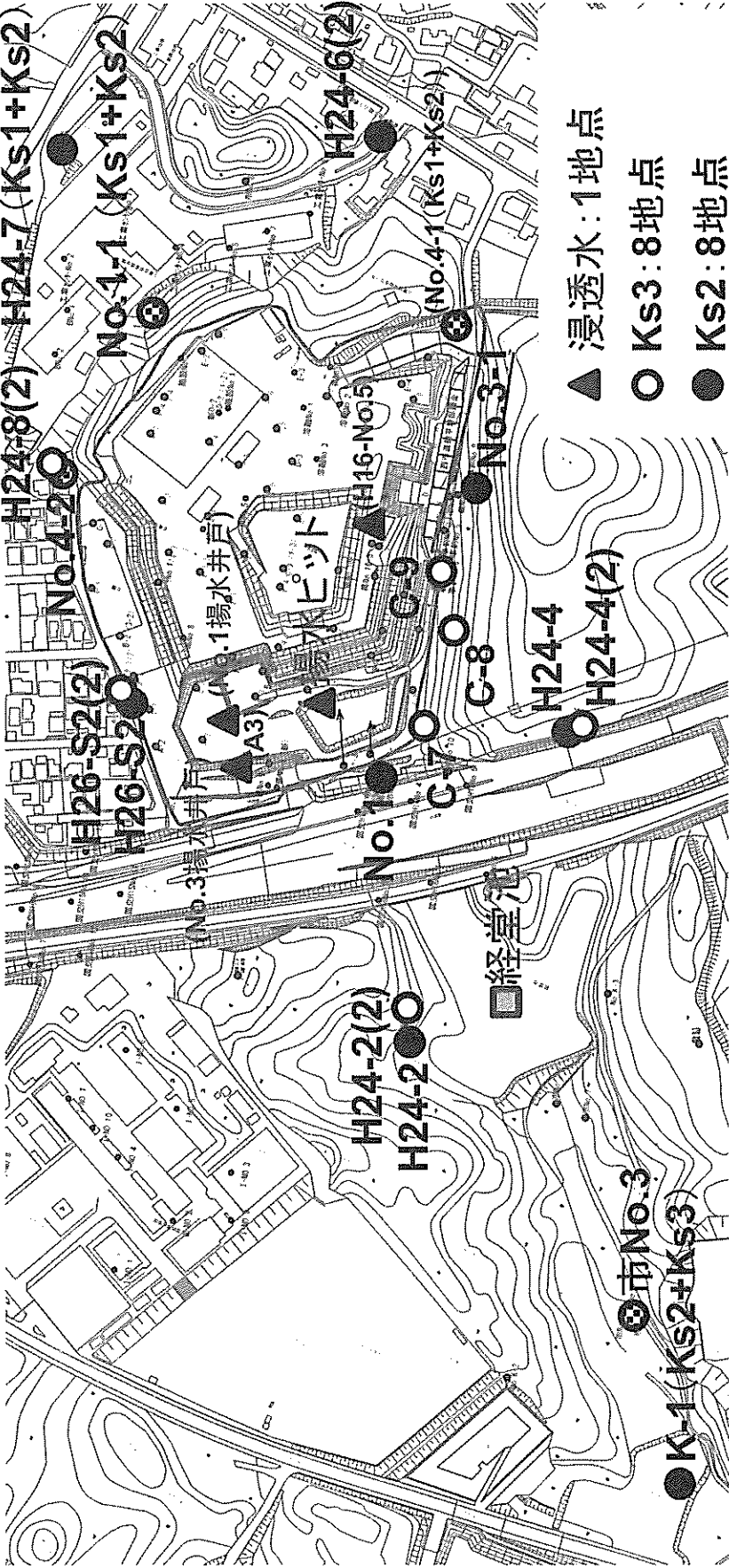
NEW

目的	施設健全性(機能維持)に関する施設の変状や破損の判断資料とする。 また、廃棄物安定化と跡地利用の視点から埋立地の変状の監視を行う。
観測位置	① 水準測点:S1～S9 (9点) ② 縦断測線:L1～L3 (3測線) ※別図のとおり
観測頻度	年1回
情報提供	観測結果を連絡協議会で報告する。



令和2年度第2回
モニタリング調査結果について
令和2年(2020年)11月20日

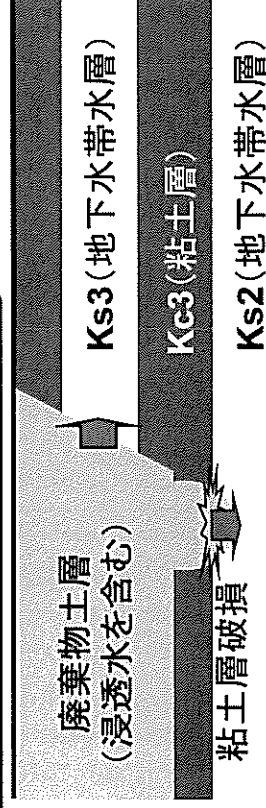
調査地点



調査日

◆ 令和2年(2020年)9月1日、9月15日(経堂池のみ)

浸透水の移流拡散概念図



- ◆ 廃棄物土層が側面で地下水(Ks3)帯水層に接していることにより、浸透水が地下水に移流拡散している。
- ◆ 底面の粘土層が破損し、廃棄物土層が底面で地下水(Ks2)帯水層に接していることにより、浸透水が地下水に移流拡散している。
- ◆ 廃棄物土層を構成する成分のうち、水の流動とともに移動しない物質については廃棄物土を分析し、移動する物質については水質を分析することで重金属等の濃度を把握している。

(調査方法およびグラフの記載について)

- Ks3の地下水採水地点のうちH24-8(2)は、水量が僅かであったためpHおよびECのみを測定した。また、C-9は、水量が少なかったためダイオキシン類以外を測定した。
- C-7、C-8、C-9を除く上記の調査地点において過年度に環境基準を超過した項目(ヒ素、ふっ素、鉛、水銀、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類)および電気伝導度の経年変化を帯水層ごとにグラフ化した。
- グラフ横軸の始点は、過年度的全調査結果をプロットできるH20(2008).4とした。ただし、No.1はH12(2000).4、H16-No.5はH18(2006).4とした。
- 定量下限値未満の場合、定量下限値にプロットした。なお、水銀は定量下限値と環境基準値が同じで、検出・不検出の区別ができないことから定量下限値未満の場合、0にプロットした。 注) プロット: データをグラフ上に点で示すこと。
- 平成22(2010)年度まで、採水はペーラーを用いていたが、井戸ケーシングとの隙間が小さいため、孔内水が攪乱されて井戸の底等の堆積物が巻き上げられ、試料への混入が避けられなかった。このため、平成23(2011)年度から、有害物調査検討委員会の意見をもとに、採水方法を水中ポンプに変更するとともに、孔内水量の4倍量程度をパージした後、水質の安定を確認した上で採水することとした。この結果、堆積物が混入しなくなり、堆積物に吸着・含有されているものの、水に溶出しにくく、水の流れとともに下流に流出しにくい物質(ヒ素、鉛、ダイオキシン類)の濃度は大きく低下した。 注) 処分場に由来しない土壌粒子にも、ヒ素、鉛、ダイオキシン類が吸着・含有されている場合がある。
- 浸透水調査地点のうち、A-3については分析に必要な水量を確保できなかったため、H26(2014).2.20からNo.1揚水井戸に調査地点を変更した。その後、No.1揚水井戸を工事に伴い撤去したため、H28(2016).9.15からNo.3揚水井戸に調査地点を変更した。H16-No.5については工事に伴い近づけなくなり、また、近傍に適切な井戸がないため、H28(2016).9.15から休止中である。H24-S2およびH24-S2(2)については、平成26(2014)年度に鉛直遮水壁の施工に伴い撤去したため、それぞれ代替井戸として同じ地下水帯水層に設置したH26-S2およびH26-S2(2)においてH27(2015).7.6から調査を開始した。No.4-1については、その区域で掘削工事を開始したため、H30(2018).6.26をもって調査を終了した。No.3揚水井戸は浸透水排水・揚水設備が完成したため、揚水ピットに一本化し、R1(2019).9.26をもって調査を終了した。
- H29(2017).6.26に実施したH26-S2(2)およびH24-4のダイオキシン類の測定結果については、内部精度管理試験において必要な基準を満たさなかったため、参考値として取り扱う。H29(2017).9.20に実施したH24-2(2)のダイオキシン類の測定結果については、内部精度管理試験において必要な基準を著しく逸脱したため、再採取および再分析を行った。

調査結果

BOD・COD

- 廃棄物処理法で定める安定型最終処分場の浸透水の維持管理基準超過地点

【浸透水】:なし

ひ素

- 地下水環境基準超過地点

【浸透水】:なし

【地下水(Ks3)】:なし

【地下水(Ks2)】:H24-7、H26-S2、No.3-1

- 概ね横ばいで推移しており、大きな変化は見られない。
- 環境基準を超過している3地点について、今後もモニタリングを重ね、結果を注視していく。

電気伝導度

- H24-2(2)はH25.7以降低下傾向である。
- No.1、H24-2については、H30(2018).6以降上昇傾向である。
- No.1-1については、H27(2015).9以降、それ以前の値に比べてやや高い状態であったが、今回低下した。
- No.3-1については、H30(2018).11以降上昇傾向であったが、前回大きく低下した。今回は前回と同程度であった。

ふっ素

- 地下水環境基準超過地点 なし
- ほぼ横ばいで推移しており、大きな変化は見られない。

調査結果

ほう素

- 地下水環境基準超過地点

【浸透水】:なし

【地下水(Ks3)】:H26-S2(2)

【地下水(Ks2)】:なし

- H26-S2(2)は、引き続き環境基準を超過しており、環境基準値付近を推移している。
- 揚水ピットは、環境基準値前後で横ばい傾向である。
- その他の地下水は経年的に見るとほぼ変化なく推移している。環境基準を超過している地点もあるため、今後モニタリングを重ね、結果を注視していく。

鉛

- 地下水環境基準超過地点 なし
- 調査した全地点で不検出であった。

水銀

- 地下水環境基準超過地点 なし
- 調査した全地点で不検出であった。

1, 2-ジクロロエチレン

- 地下水環境基準超過地点 なし
- 調査した全地点で不検出であった。

クロロエチレン

- 地下水環境基準超過地点 なし
- K-1でわずかに検出された。

1, 4-ジオキサン

- 地下水環境基準超過地点 なし
- H26-S2(2)については、環境基準値の6～8割程度を推移している。
- その他の地点については、変動があるが、経年的に見て低下傾向にある。

ダイオキシン類

- 環境基準超過地点 なし

家庭系ごみの影響に関する調査について

令和2年度

調査地点		C-7			C-8			C-9			地下水 環境基準
採水年月日		R2.5.28	R2.9.1	平均値	R2.5.28	R2.9.1	平均値	R2.5.28	R2.9.1	平均値	
現場 気温	℃	23.0	33.0		24.0	28.0		24.5	33.0		-
測定 水温	℃	18.8	21.9		16.8	17.4		17.1	22.1		-
項目 採水深度(底より)	m	4.00	4.00		6.66	6.31		3.12	3.12		-
pH	at20℃	6.3	6.5	6.4	5.1	5.2	5.2	6.7	6.3	6.5	-
BOD	mg/L	0.5	1.3	0.9	<0.5	0.5	0.5	<0.5	0.6	0.6	-
COD	mg/L	3.4	4.9	4.2	1.3	1.2	1.3	3.8	3.0	3.4	-
SS	mg/L	20	34	27	2.7	10	6.4	32	14	23	-
EC	mS/m	79	73	76	32	18	25	51	35	43	-
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
ふっ素	mg/L	<0.08	0.13	0.11	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.09	0.09	0.8以下
ほう素	mg/L	0.3	0.3	0.3	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	0.2	0.2	1以下
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
P C B	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005以下
トリクロロベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロベンゼン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,1-ジ-クロロベンゼン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
1,2-ジ-クロロベンゼン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,2,3-トリクロロベンゼン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-
1,2,4-トリクロロベンゼン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-
ペンタクロロベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,4-ジ-オキシベンゼン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.034	0.035	0.035	0.024	0.041	0.033	-	-	-	1以下
鉄	mg/L	2.2	0.23	1.2	0.13	0.09	0.11	19	10	15	-
マンガン	mg/L	3.0	2.1	2.6	0.23	0.02	0.13	2.9	1.9	2.4	-
溶解性鉄	mg/L	0.95	0.20	0.58	0.02	0.01	0.02	4.4	2.8	3.6	-
溶解性マンガン	mg/L	2.7	2.0	2.4	0.21	0.01	0.11	2.9	1.9	2.4	-
全銅	mg/L	0.58	0.51	0.55	0.56	0.23	0.40	1.56	1.19	1.38	-
全りん	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	-

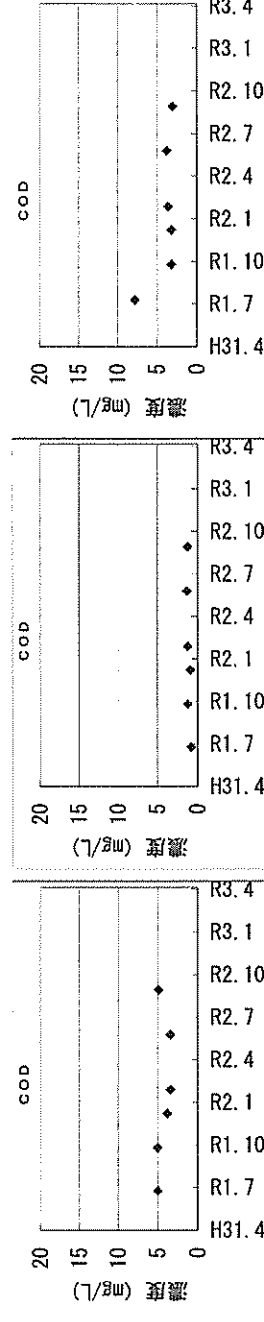
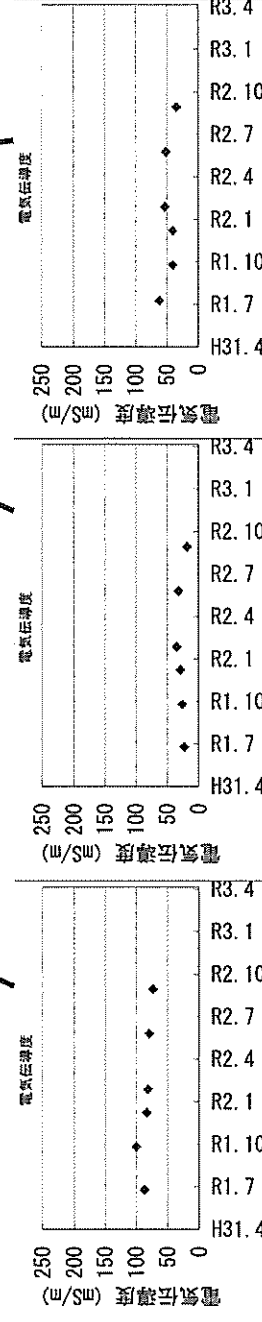
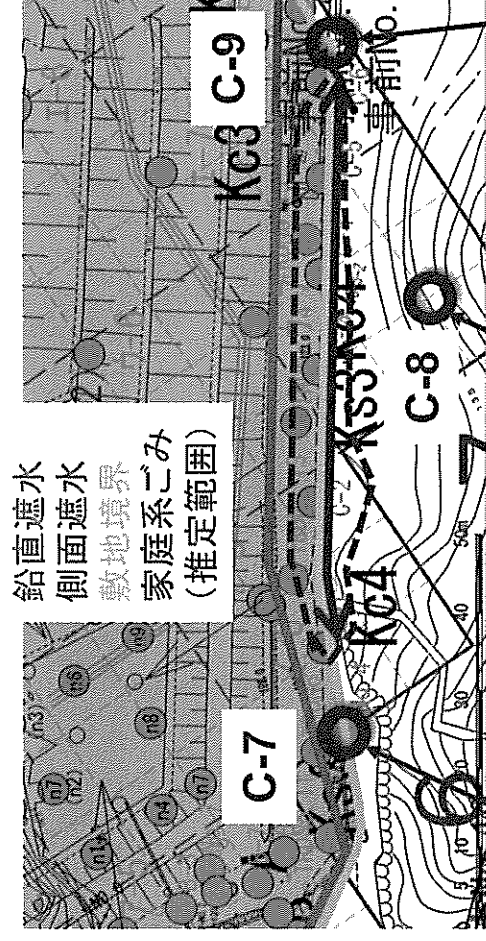
PCBの地下水環境基準は「検出されないこと。」(不検出)であり、定量下限値未満(<0.0005mg/L)となることである。調査結果が定量下限値未満の場合「不検出」と表記した。

年間平均値は定量下限値未満の場合は定量下限値として扱い、計算している。

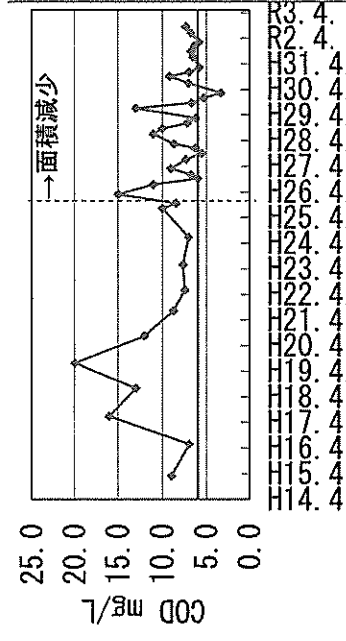
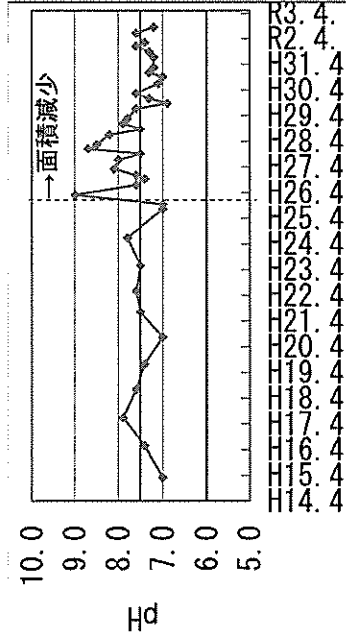
ただし、全ての調査で定量下限値未満の場合は年間平均値も同じ表記としている。

家庭系ごみの影響に関する調査について

- 令和2年度第2回の調査を令和2年(2020年)9月1日に実施した。
- 環境基準超過なし。
- 令和元年度から調査を継続しており、通算6回目の調査であり、6回とも環境基準超過なし。
- 2年間(8回目まで)の結果に基づき、評価を行い、今後の調査の継続、頻度等について協議する。

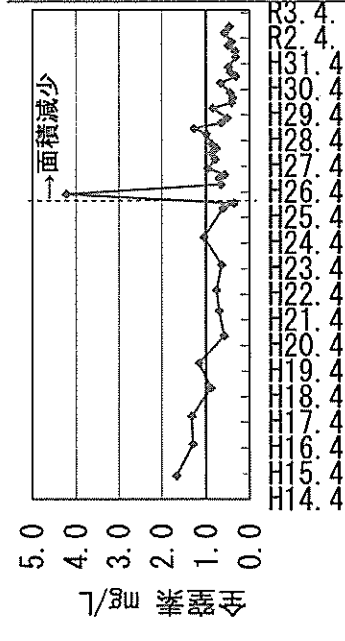
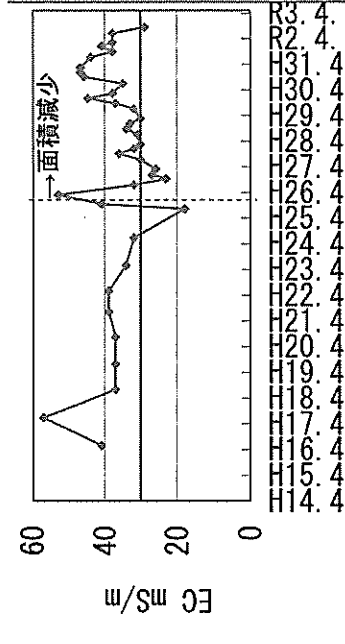


経堂池の水質等



● 過去に農業用水基準を超過した項目の経年変化は左のとおり。

●今回はCODについて農業用水基準を超過した。



項目	単位	R2.9.15 (2020)
pH(20℃)	20℃	7.2
BOD	mg/L	1.6
COD	mg/L	7.4
SS	mg/L	16
鉛	mg/L	<0.005
ほう素	mg/L	<0.1
ぶつ素	mg/L	0.11
硫酸	mg/L	<0.005
1,2-ジクロロエチン	mg/L	<0.004
クロロホルム	mg/L	<0.0002
1,4-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.005
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.34
電気伝導率	mS/m	29
全窒素	mg/L	0.46
アモニア性窒素	mg/L	<0.05
硝酸性及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.01
全りん	mg/L	<0.05
りん酸りん	mg/L	<0.05
銅	mg/L	<0.01
亜鉛	mg/L	0.5
全無機炭素	mg/L	<0.05
塩化物イオン	mg/L	210
塩化物イオン	mg/L	4.4

→面積減少	→面積減少
1/塩 濃度	1/塩 濃度
年	年

調査日	調査内容	調査結果
H15.2.27 (2003)	～	
H24.6.29 (2012)	一面にヒシが繁茂	
H25.8.8 (2013)	一面にヒシが繁茂	
H25.10.18 (2013)	国道バイパス工事に伴う池の水抜きのため保水不可(H25.10末頃より)	
H25.12.5 (2014)	水位が未回復	
H26.7.17 (2014)	一面にヒシが繁茂	
H26.10.17 (2014)	10/13に台風19号が通過	
H26.12.5 (2014)	前日(12/4)に降雨多	
H27.3.2 (2015)	藻類発生	
H27.7.10 (2015)	梅雨により高水位	
H27.10.5 (2015)	数日前の降雨により高水位	
H27.12.17 (2015)	数日前の降雨により高水位	

調査日	調査内容	調査結果
H15.2.18 (2016)	数日前の降雨により高水位	
H28.7.5 (2016)	数日前の降雨により高水位	
H28.9.21 (2016)	数日前からの降雨により高水位	
H28.12.7 (2016)	数日前に降雨あり	
H29.2.15 (2017)	一面にヒシが繁茂	
H29.7.4 (2017)	一面にヒシが繁茂	
H29.9.27 (2017)	一面にヒシが繁茂	
H29.12.5 (2017)	一面に藻類が結	
H30.2.8 (2018)	一面にヒシが繁茂	
H30.7.3 (2018)	一面にヒシが繁茂	
H30.10.4 (2018)	一面にヒシが繁茂	
H31.2.15 (2019)	一面にヒシが繁茂	
H31.10.1 (2019)	一面にヒシが繁茂	
H31.12.17 (2019)	一面にヒシが繁茂	

調査日	調査内容	調査結果
H15.2.18 (2003)	～	
H24.6.29 (2012)	一面にヒシが繁茂	
H25.8.8 (2013)	一面にヒシが繁茂	
H25.10.18 (2013)	国道バイパス工事に伴う池の水抜きのため保水不可(H25.10末頃より)	
H25.12.5 (2014)	水位が未回復	
H26.7.17 (2014)	一面にヒシが繁茂	
H26.10.17 (2014)	10/13に台風19号が通過	
H26.12.5 (2014)	前日(12/4)に降雨多	
H27.3.2 (2015)	藻類発生	
H27.7.10 (2015)	梅雨により高水位	
H27.10.5 (2015)	数日前の降雨により高水位	
H27.12.17 (2015)	数日前の降雨により高水位	

農業用水基準：農林水産省が学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準で、法的拘束力はないが、水稲の正常な生育のために望ましいかんがい用水の指標として利用されている。

浸透水および地下水のモニタリング調査（令和2年度第2回）結果一覧

[illegible]

PCBの地下水環境基準は「検出されないこと。」(不検出)であり、定量下限値未満(<0.0005mg/L)となることである。調査結果が定量下限値未満の場合「不検出」と表記した。

二次対策工事後2年間の モニタリング調査計画について(確認)

令和2年(2020年)11月20日

産廃特措法実施計画の目標達成状況の確認について

1 支障等の内容

- ① 廃棄物の飛散流出のおそれ
- ② 地下水への汚染拡散のおそれ
- ③ 硫化水素ガスの悪臭発生のおそれ

2 目標達成状況の判断とその調査方法

目標達成状況の判断	調査方法	対象の支障等
廃棄物土がすべて50cm以上覆土されていること 法面が崩壊のおそれのない安定した勾配であること	施工後の 完了検査	①、③
旧処分場周縁の井戸の地下水水質が2年以上連続して地下水環境基準を 満足すること	地下水調査	②
嫌気状態を解消するため浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保 たれていること	浸透水 水位調査	③
旧処分場の敷地境界において硫化水素ガスに起因する臭気が悪臭防止法 および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を満足していること	敷地境界 ガス調査	③

3 調査期間

工事終了後2年間
(令和3年(2021年)4月～令和5年(2023年)3月予定)

協定書に基づく「有効性の確認」について

協定書に基づく「有効性の確認」の評価方法等については、工事後2年間のモニタリング結果を見ながら継続して協議する。

地下水調査

1 調査地点

現行のモニタリングと同じ(※) (調査地点図(地下水調査)のとおり)

(※)ただし、表流水の調査地点(経堂池、洪水調整池)、家庭系ごみに係る調査地点(C-7、C-8、C-9)については、調査目的が異なるため、調査の有無や頻度について別途協議します。

2 調査項目

現行のモニタリングと同じ (有害物質15項目、一般項目5項目、その他10項目)

3 調査頻度

現行のモニタリングと同じ (全項目年4回)

4 産廃特措法実施計画の目標達成状況の評価

1の調査地点のうち、調査地点図の処分場下流側の四角で囲った6地点における結果を産廃特措法実施計画の目標達成状況の評価に用いる。

- ・ 測定値の年平均値が環境基準に2年間適合すること。
- ・ 処分場が原因でない項目は除く。

調査地点図(地下水調査)



(※)表流水の調査地点(経堂池、洪水調整池)、家庭系ごみに係る調査地点(C-7、C-8、C-9)については、調査目的が異なるため、別途協議します。

- ▲ 浸透水:1地点
- Ks3:5地点(3地点)
- Ks2:8地点
- ⊙ Ks2(確認):3地点
- (表流水)

□ :実施計画の目標達成状況の評価に用いる地点
(破線は処分場の影響がないバックグラウンドとして用いる)

浸透水水位調査

1 調査方法

水位の自動測定器または手測りにより、浸透水井戸の水位を測定する。

2 調査地点

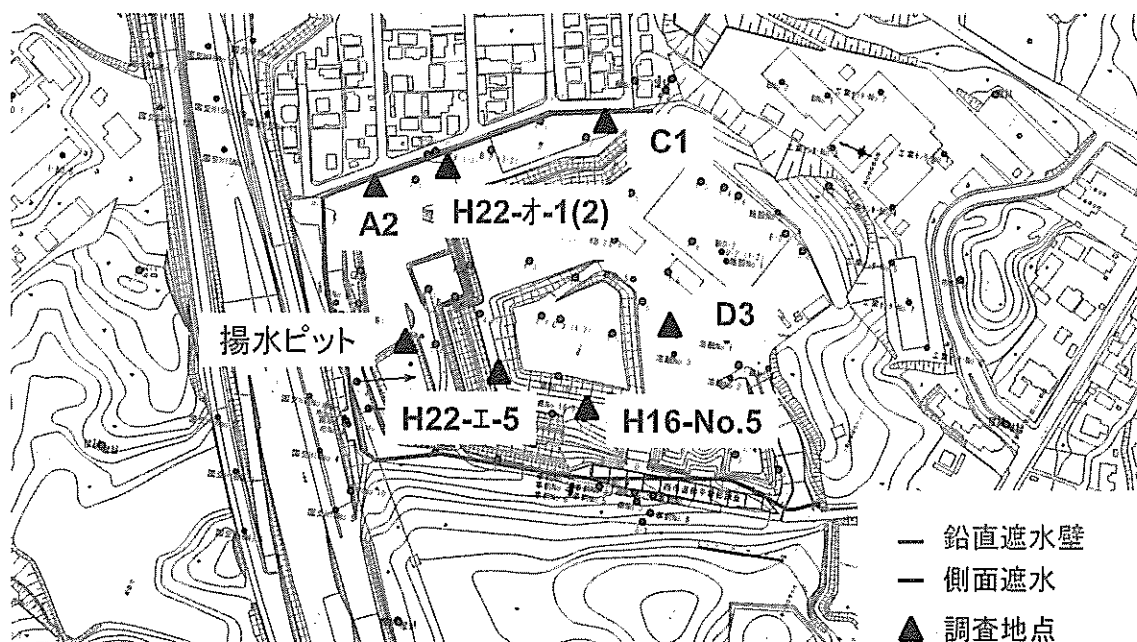
場内7地点

(測定データの経過等により調査地点を増減することがある)

3 産廃特措法実施計画の目標達成状況の評価

・水位データを分析し、過去のボーリング結果等と比較して、浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれているか確認。

調査地点図(浸透水水位調査)



敷地境界ガス調査

1 調査方法

大気ガスを採取・分析し、硫化水素ガス濃度を調査する。

2 調査地点

敷地境界4地点(4方向)

採取高さ:地上0.5m

(参考) 悪臭防止法の施行について(昭和47年8月31日付け環大特第48号)

事業場敷地境界線において悪臭物質の濃度の測定を行なう場合には、(中略)事業場の敷地境界線からおおむね10メートル以内の地点の地上2メートル以内で試料を採取して行なうこと。

3 調査頻度

年4回

4 産廃特措法実施計画の目標達成状況の評価

・悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を満足していること。

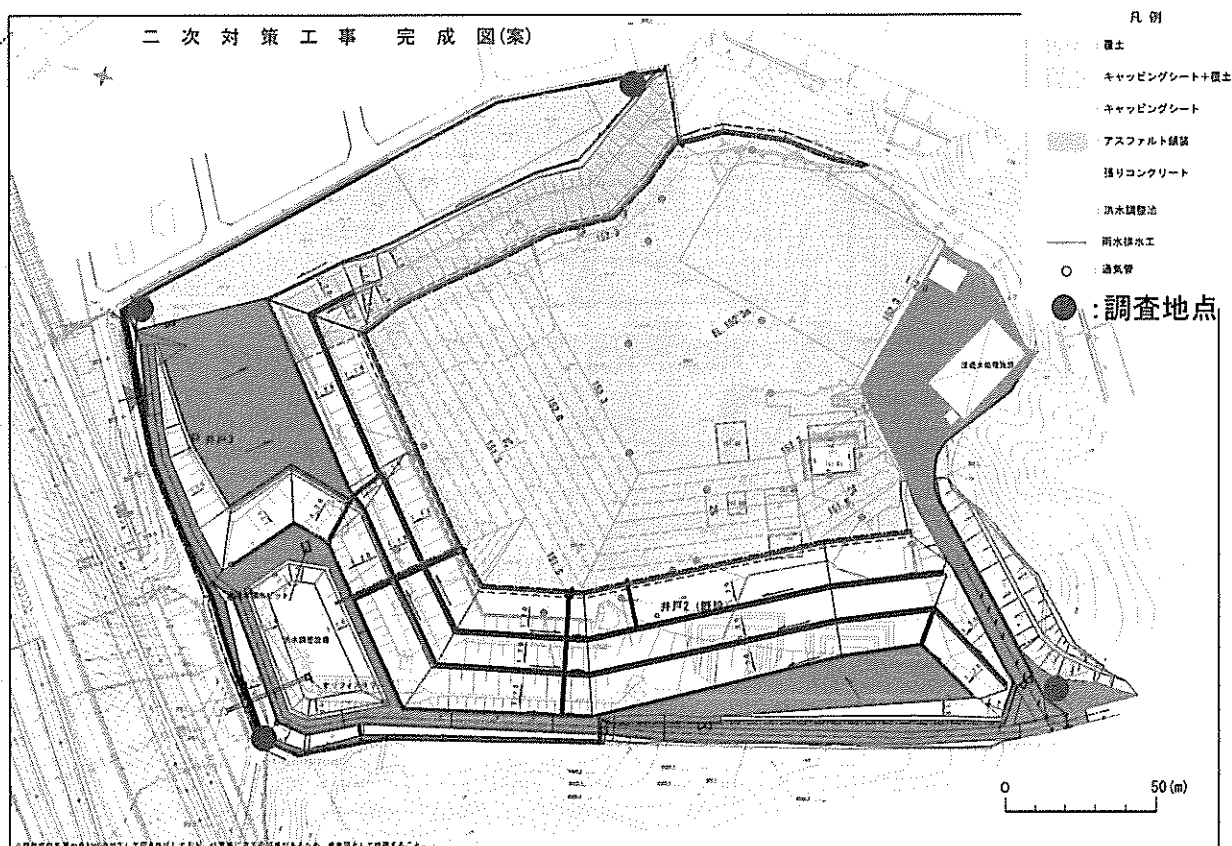
(参考) 悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準

硫化水素: 0.02 ppm 以下 (一般区域)

5 その他

現在、敷地境界周辺で、ガス検知器により硫化水素濃度を毎週監視しており、今後も継続する。

調査地点図(敷地境界ガス調査)



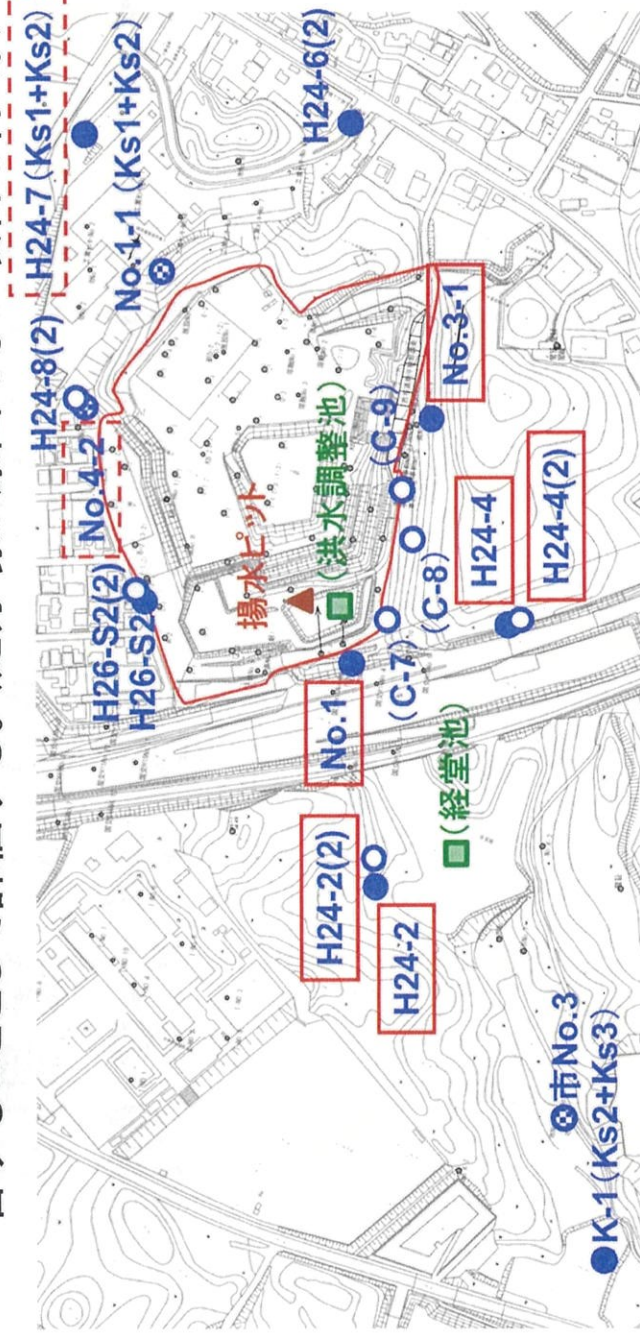
資料3-2

No.3-1井戸におけるひ素の地下水 環境基準超過原因の検討について

令和2年(2020年)11月20日

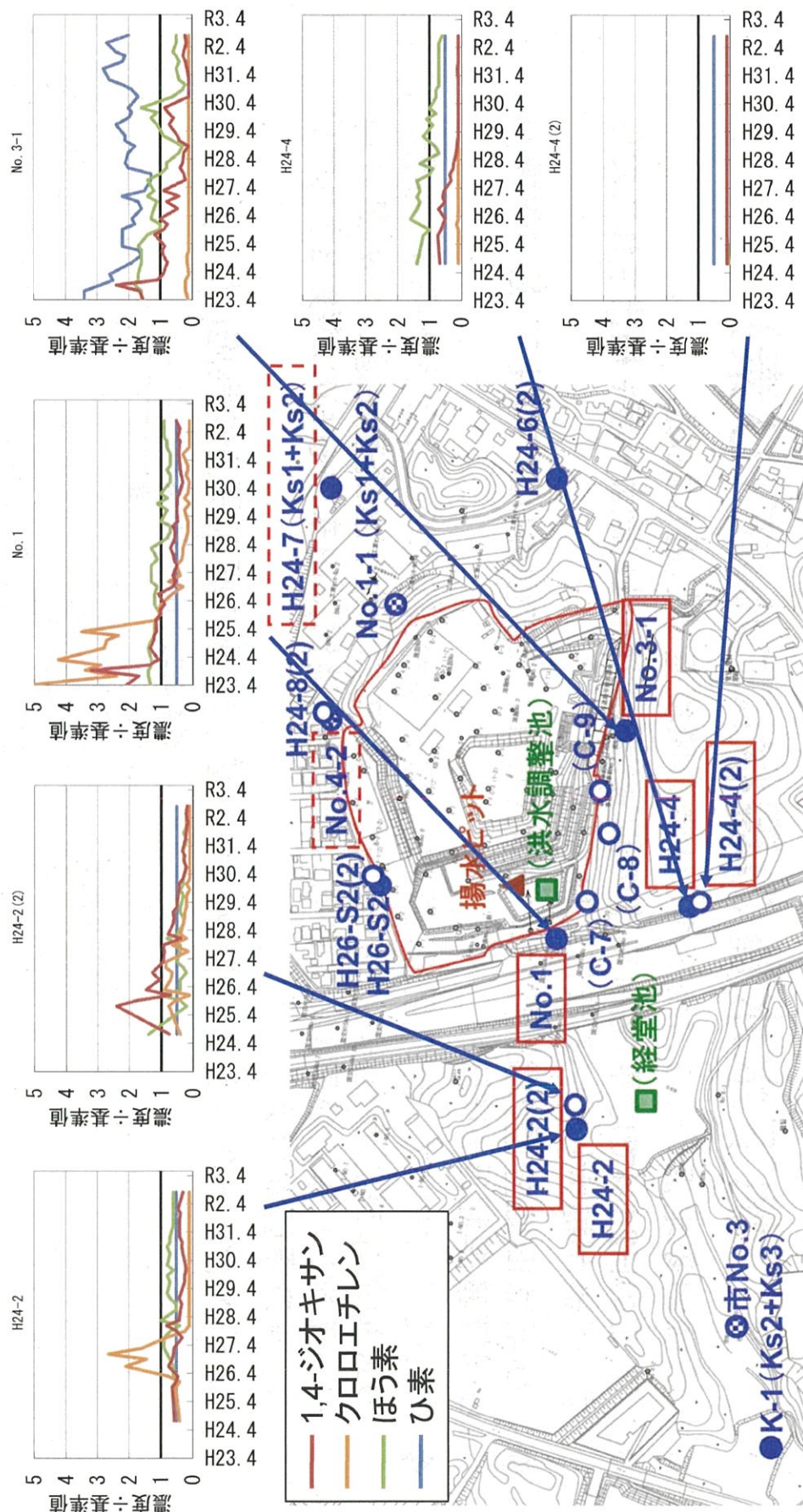
実施計画の目標達成状況の判断について

- ◆ 実施計画における生活環境保全上達成すべき目標：
旧処分場起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質（塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン等）によって下流地下水が環境基準を超過しないこと。
- ◆ 目標達成状況の判断：
地下水への汚染拡散のおそれについては、旧処分場周縁の井戸の地下水質が2年以上連続して地下水環境基準を満足することが確認されれば目標が達成されたと判断する。
- ◆ 下図の評価対象地点（赤枠）において、測定値の平均値が環境基準に2年間適合することとして評価する。（処分場が原因でない項目は除く。）



地下水水質の現状について

- ◆ 地下水汚染対策の遮水工が完了して約1年が経過した。
- ◆ 対策工により、ほとんどの項目で地下水環境基準を達成した。
- ◆ 一方、No.3-1のひ素の環境基準超過が継続している。



地下水水質の現状について(ひ素)

- ◆ 評価対象地点のうち、No.3-1でひ素の環境基準超過が継続。
- ◆ 下流のH24-4では平成24年度の調査開始以降、ひ素は一度も検出されておらず、汚染が拡大している状況にはない。
- ◆ ひ素は旧処分場の影響がないと考えられる上流側のH24-7でも平成25年度からほぼ基準超過が継続。
- ◆ No.3-1において、他の項目で対策工の効果が見られるにもかかわらず、ひ素の環境基準超過が継続していることについて、①地下水流速が遅いため処分場から流出したものが停滞している。②当地の地質に由来するものが検出されている。等の原因が考えられる。
- ◆ アドバイザーのご意見を聞きながら、基準超過の原因調査を実施したい。



アドバイザーのご意見

アドバイザー	ご意見
小野委員	・自然由来の可能性も考えて調査を行うことが必要。 ・廃棄物の影響を受けていない上流と下流の比較で考えるのがよい。 ・井戸を掘削した際のボーリングコアの土壌含有量を調査して概況を調査するとよい。ひ素に加え、一般的な元素も分析すると、風化の状態等もわかる。 ・基準超過地点の井戸は洗浄するとよい。
梶山委員	・全国各地の処分場でもひ素の検出事例があるが、原因が明らかとなつたものは少ないが、自然由来が疑われる事例もみられた。 ・はつきりとした結論を出すことは難しいと思うが、調査は必要である。
樋口委員	・処分場の水質でひ素が検出されることは多く、地質状況に基づき、自然由来かどうかを判断している事例もある。 ・廃棄物の影響を受けていない上流と下流を比較して、同じなら廃棄物由来でないとと言えるのではないか。



- ・様々な超過原因の可能性を見極めるため、井戸を掘削した際のボーリングコアの土壌含有量調査を実施する。
- ・ひ素に加え、他の一般的な元素も分析する。
- ・結果を見てその後の調査等の対応案についてアドバイザーと協議する。

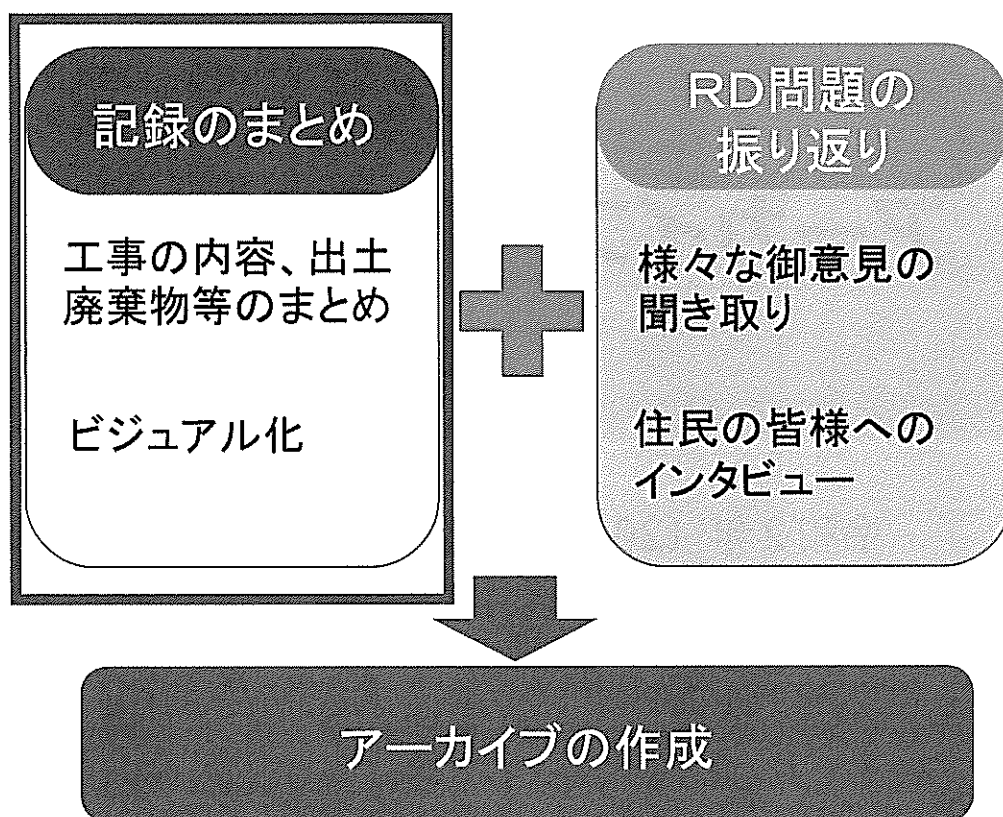
アーカイブの作成について

令和2年（2020年）11月20日（金）

前回いただいたご意見

- 栗東市とも連携し、行政システム全体を視野に入れた総括が必要
- RD処分場の設置前の経緯も含め、地域社会としての反省と教訓を残すべき
- 住民作成の証言集を参考にしてほしい
- 時代背景、当時の情勢を踏まえてほしい
- 女性の声を聴いてほしい

アーカイブの構成



廃棄物に関するまとめのイメージ

対策工事では、有害廃棄物土の掘削や遮水工の施工に伴い、様々な廃棄物が発見され、場外処分を行いました。

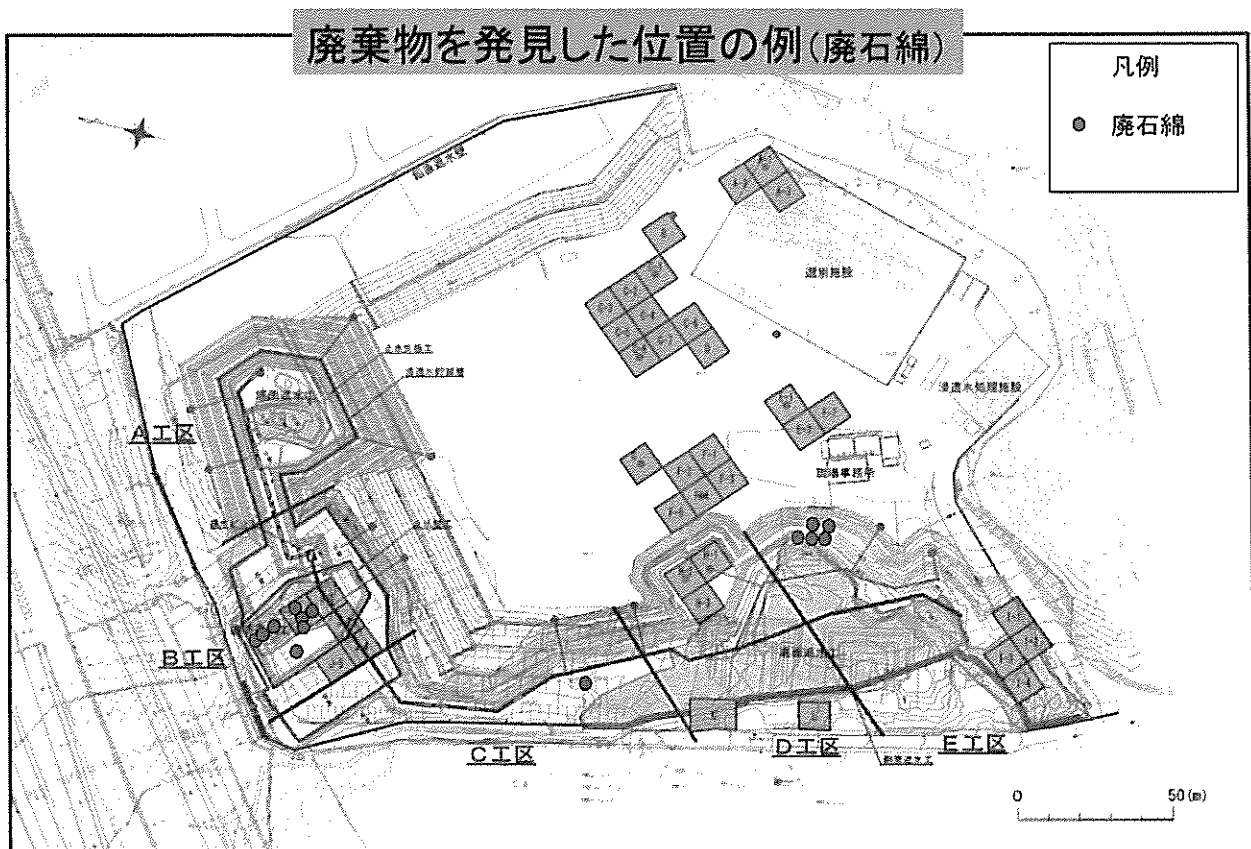
このことについては連絡協議会で情報提供させていただいているとおりです。

一部の廃棄物は場内に保管中ですが、その処分は今年度中に終了する見込みです。

まとめにあたっては、ボーリング調査結果や処分した廃棄物の種類等の記録をまとめ、後世に残すことで、同様の事案を発生させないために、有益な内容にしたいと考えています。

記録する内容

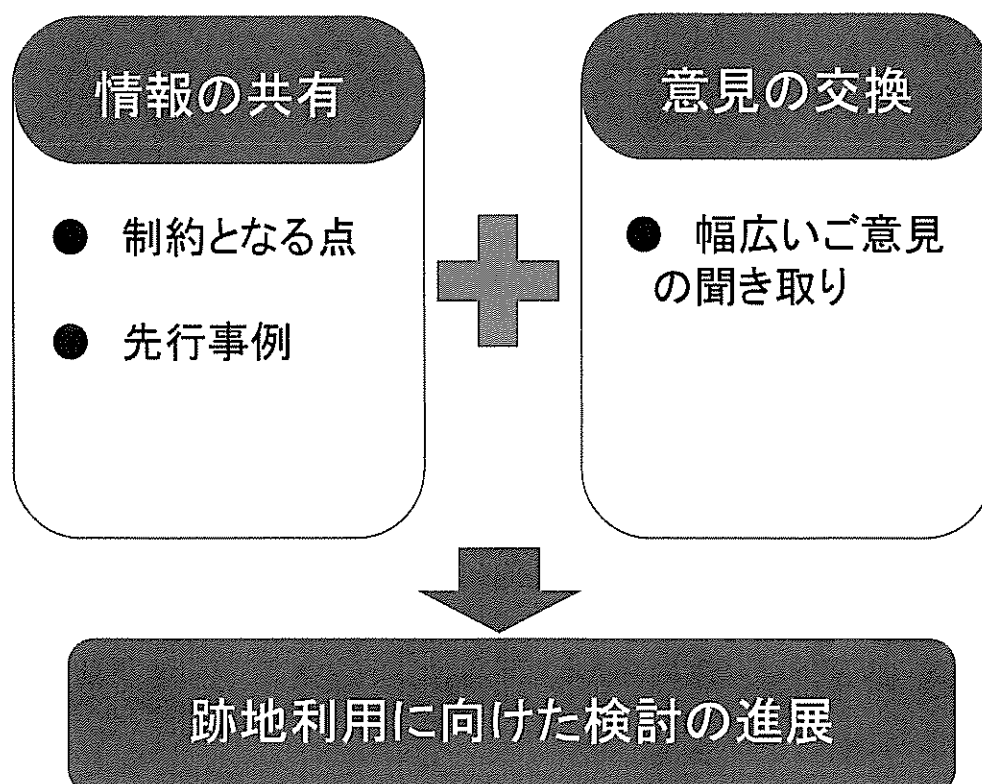
1. 実施した調査の結果について
2. 廃棄物の除去について
 - ・廃棄物の種類と量
 - ・廃棄物を発見した位置
 - ・廃棄物を発見した時の性状(写真等)
3. 本事案における廃棄物のまとめ



旧 R D 最終処分場跡地利用協議会 の設置について

令和2年（2020年）11月20日（金）

設置の目的



協議会の概要

① 話し合う内容

- ・ 県からの情報提供(先行事例の紹介等)
- ・ 皆様のご意見の聞き取り、意見交換

② 形式、メンバー

- ・ 連絡協議会の設置要綱とは別の要綱を定め、別の場として運営
- ・ 連絡協議会のメンバーを中心としつつ、皆様のご意見をお聞きしたうえで、関係する方に加わっていただくことも想定

③ スケジュール

- ・ 令和3年度以降、必要に応じて連絡協議会と同日に開催

設置要綱案のポイント

● 協議会の組織(第2条)

必要に応じて分科会を設置できる

● オブザーバー(第3条)

臨時的な位置づけ(有識者、関係者の意見を聞く等)

必要な議題のみ発言を認める

● 運営方法(第4条)

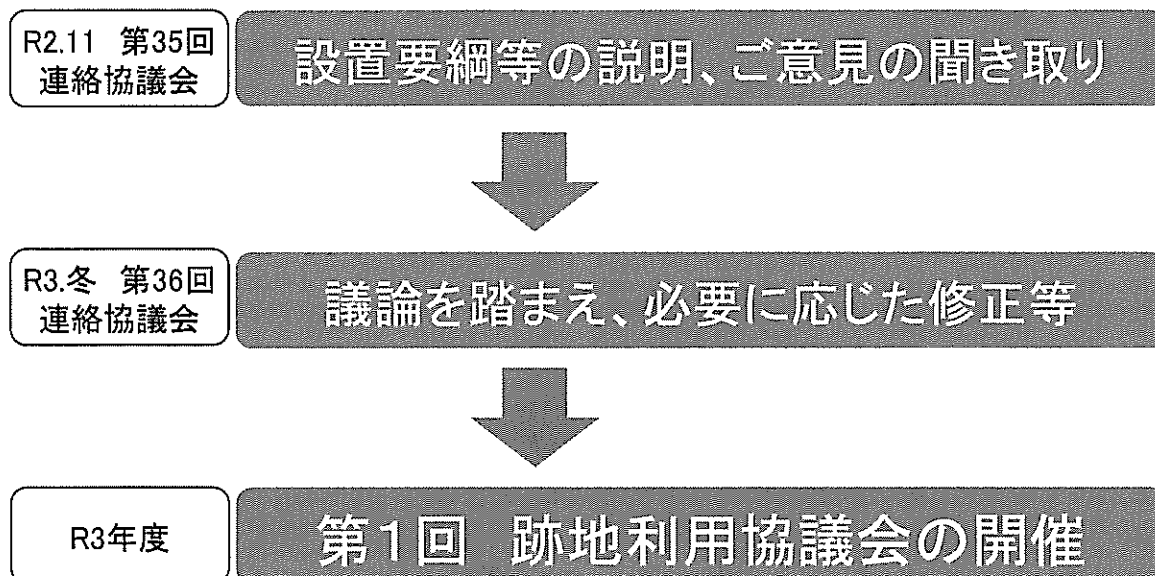
(開催例)連絡協議会 19:00～20:45

跡地利用協議会 20:45～21:30

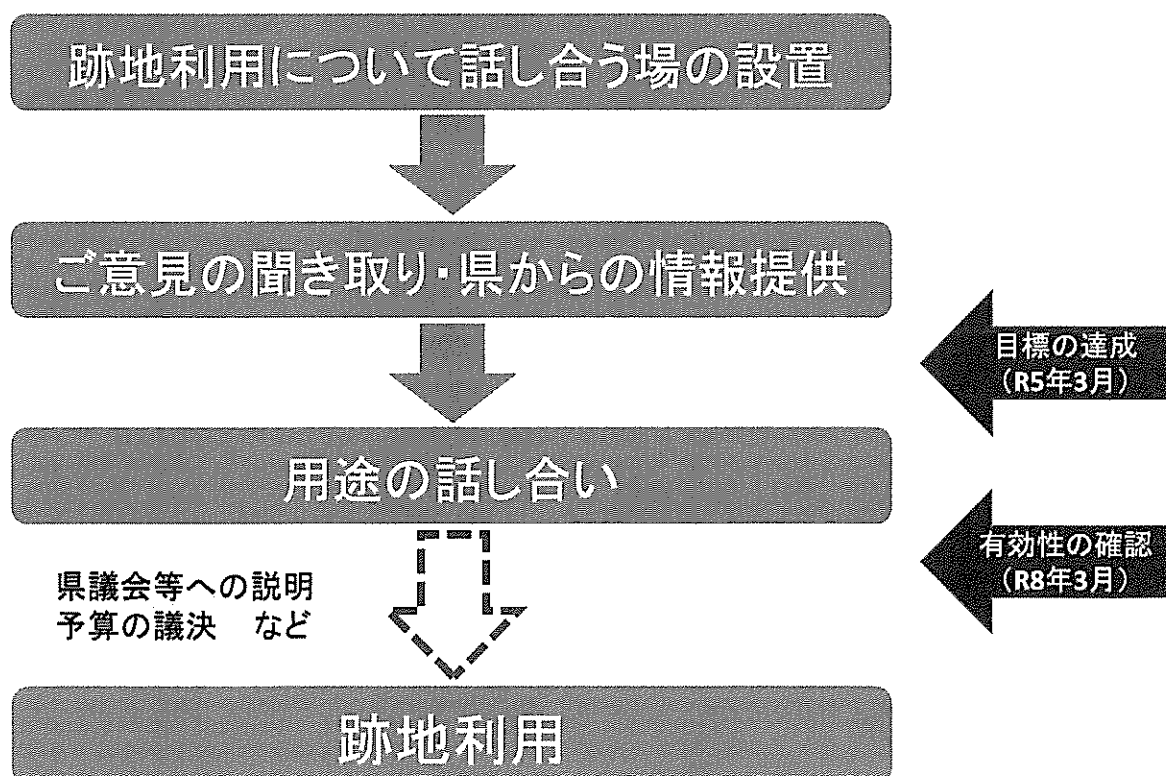
● 改正の手続(第6条)

(改正例)構成員の追加

今後の流れ（案）



跡地利用に向けた流れ（イメージ）



旧 R D 最終処分場跡地利用協議会設置要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 旧 R D 最終処分場跡地の利用に関する情報を共有して意見を交換するため、旧 R D 最終処分場跡地利用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第 2 条 協議会は別表に定める者で構成する。

- 2 協議会の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室に置く。
- 3 協議会は、その定めるところにより、分科会を設けることができる。
- 4 分科会の構成員その他分科会の運営に関し必要な事項は、協議会で協議して定める。

（オブザーバー）

第 3 条 協議会は、構成員でない者の参加について構成員から提案があったときは、協議の上、協議会運営上の必要があると認める範囲においてその者を参加させることができる。

- 2 前項の規定に基づき協議会に参加する者（以下「オブザーバー」という。）は、第 6 条および第 7 条の規定に基づく協議および決定に参加することはできない。
- 3 前条第 3 項の規定に基づき分科会を設置した場合においては、分科会において協議の上、分科会運営上の必要があると認める範囲において協議会の構成員でない者を分科会に参加させることができる。

（協議会の運営方法）

第 4 条 議事の進め方については次に掲げるところによる。

- (1) 進行は事務局が行う。
 - (2) 事務局が資料を報告し、意見交換を行う。
 - (3) 協議会は、公開とする。
- 2 議事の結果については、事務局が議事要録を取りまとめ、公開するものとする。
- 3 協議会は、事務局の提案または構成員の要望により随時開催するものとする。

（傍聴者の取り扱い）

第 5 条 傍聴者からの発言は認めない。

（改正）

第 6 条 この要綱の改正については、構成員の提案により協議会で協議して行う。

（疑義の決定）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で協議して定める。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

協議会構成員

周辺6自治会（赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツ）
各自治会から選任された自治会員

栗東市

副市長

環境経済部長

環境経済部環境政策課の職員

滋賀県

琵琶湖環境部長

琵琶湖環境部参与

琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の職員

資料 6

旧RD最終処分場問題に係る知事との意見交換について

長期間にわたり実施してきました旧RD最終処分場に係る二次対策工事については、周辺自治会の皆様のご協力により、今年度中に工事が完了する見込みとなりました。今後は、対策工の効果を確認するためのモニタリング等を実施していく予定です。

そこで、この節目に、下記のとおり知事が地元を訪問させていただき、RD問題について周辺自治会の皆様と意見交換を行います。

記

1 日時 令和2年(2020年)12月23日(水) 19時～20時30分

2 会場 なごやかセンター 集会室

3 参加者

- 周辺自治会の代表の方々
- 栗東市(市長、副市長、環境経済部理事および関係職員)
- 滋賀県(知事、琵琶湖環境部長、最終処分場特別対策室長および関係職員)

(全体で20名程度)

4 内容

- 対策工事および進捗状況の概要説明
- 意見交換(事前にいただいたご質問等に対する回答を含む)
- ※ 時間の都合上、事前にいただいたご質問等が多い場合は、テーマごとにまとめて意見交換させていただきます場合があります。

5 お願い

- 連絡協議会と同様に、意見交換は公開で行います。(傍聴および報道機関の取材がなされることがあります。)
- 会場内での密接を防ぎ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、ご出席は各自治会2名程度としていただきますようお願いいたします。
 なお、人数にかかわらず、傍聴いただくことは差し支えありません。(ただし、会場の都合上、ご希望の方全員に傍聴いただくことができない場合があります。)
- 円滑な進行のため、知事へのご意見・ご質問等がありましたら、別紙様式または任意の様式により、11月30日(月)までに、最終処分場特別対策室あてご連絡いただくようお願いいたします。
 なお、時間の都合上、全てのご意見・ご質問等をお聞きすることができない場合があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によりましては、急きょ中止または延期させていただく場合があります。

連絡先 最終処分場特別対策室

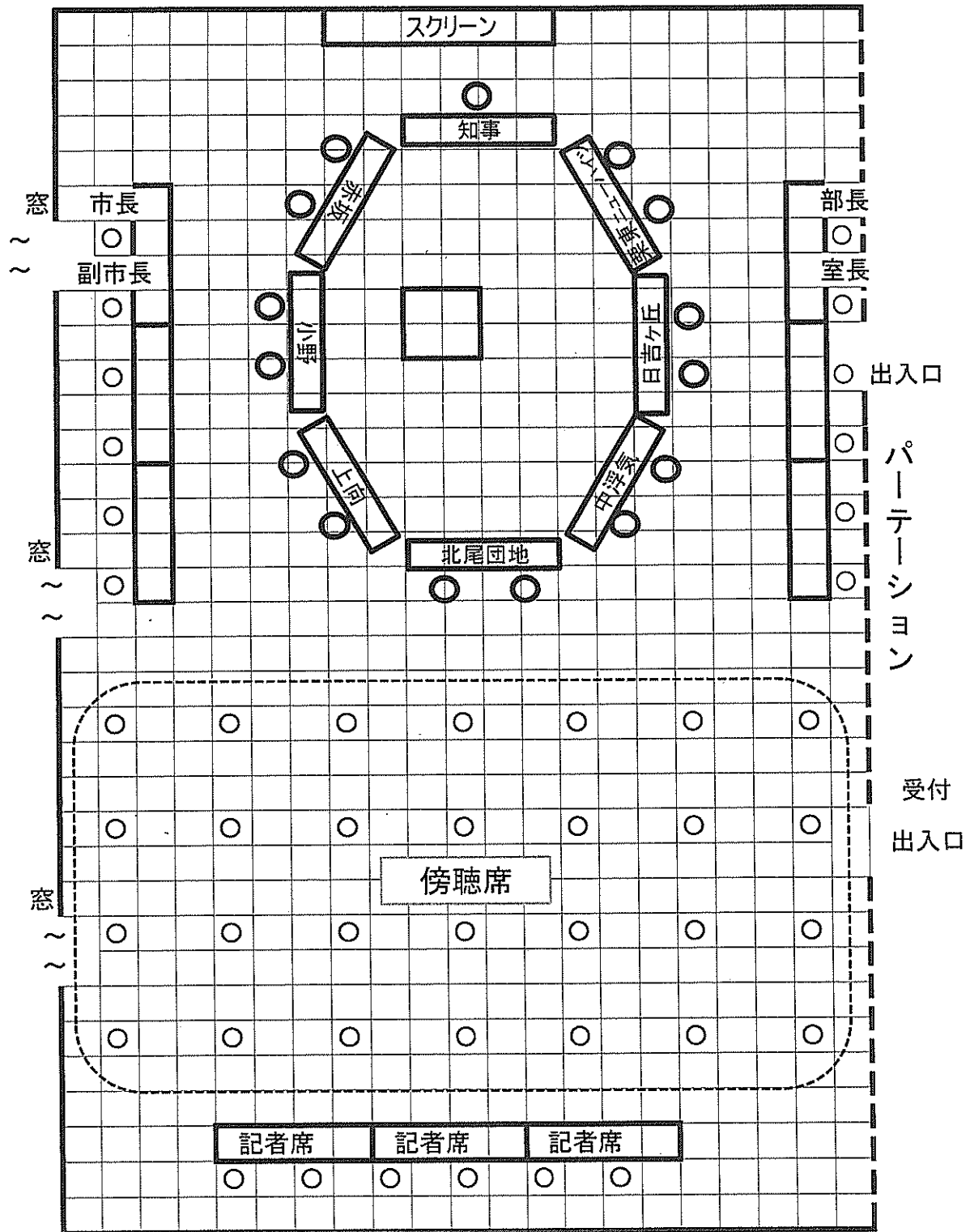
TEL 077-528-3670

FAX 077-528-4849

メール df0001@pref.shiga.lg.jp

旧RD最終処分場問題意見交換会配席図（案）

なごやかセンター 集会室



第1回ごみ処理施設整備検討委員会の開催結果について

日 時：令和2年9月15日（火） 午後2時～午後4時15分

場 所：栗東市環境センター 2階 多目的室

出席者：委員 7名、市 6名

傍聴者：なし

協議事項：新ごみ処理施設の整備スケジュールについて

ごみ排出量の実績と見込について

新ごみ処理施設の整備規模について

計画ごみ質について など

主な意見：・計画ごみ質の低位発熱量の設定が非常に低い。

・ごみピットに湧水が入り込んでいないか、確認すべきである。

・稼働日平均焼却量について、2炉の焼却量を合算し、1炉でも稼働した日の合計で除算しているが、1炉につき1日当たりの焼却量を把握しないと正しい焼却能力の評価ができない。

第2回ごみ処理施設整備検討委員会の開催結果について

日 時：令和2年11月13日（金） 午後2時～午後4時20分

場 所：栗東市環境センター 2階 多目的室

出席者：委員 6名、市 5名

傍聴者：1名

協議事項：ごみ排出量の実績と見込について

新ごみ処理施設の整備規模について

メーカーアンケート（第1回）の結果について

新ごみ処理施設の整備スケジュールについて など

主な意見：・燃焼時の設計ごみ質に関するデータからごみがどの程度の発熱量を有しているか把握できるので、メーカーに確認すべきである。

・推計人口が最も多くなる年度を計画目標年度にするべきである。

・新施設の整備スケジュールについて、都市計画決定を明記するとともに、令和5年度に市が用地を造成することを加筆すべきである。

決定事項：新ごみ処理施設の規模を次のとおり決定された。

エネルギー回収施設 70 t/日

マテリアルリサイクル施設 19 t/日

ストックヤード 1,000㎡

新ごみ処理施設の整備スケジュールを裏面のとおりに決定された。

新ごみ処理施設の整備スケジュール

[illegible]